

## 令和6年度事業計画

総務省統計局の人口推計によると、わが国の令和5年9月15日現在の総人口は、前年に比べ54万人減少し1億2,442万人となりました。一方で65歳以上の高齢者人口も1万人減少し3,623万人となりました。総人口に占める高齢化率は29.1%を記録し、依然として人口の高齢化は進行しています。

美浜町の高齢化率は、令和6年3月末日現在では、33.2%と全国平均を大きく上回っていて、さらに上昇を続けていくものと思われまます。

そうした中、高年齢雇用安定法の改正等、定年後も引き続き60歳代の者が就労できる環境整備が進み、労働力調査によれば、令和5年の65歳以上の高齢者の就業者数は914万人、就業率は25.2%となりました。こうした傾向は、これまで高齢者の働き方に大きな役割を占めていたシルバー人材センターにも大きな影響を与えており、会員の入会や平均年齢は年々上昇しています。

令和6年度は第1次中期計画の2年目であり、目標である「会員数の拡大」では会員の事業活動への積極的な参加、センターの活性化を図り拡大を進めます。女性の就業機会の開拓を進めるなど女性会員拡大の取組を推進します。

「就業機会の確保・拡大」については、適正就業をもとに、就業開拓やPR活動に努め地域の要望に応じてまいります。

「経営体制の充実・強化」については、デジタル化の取組を進めます。また、インボイス制度の適正な実施、業務の効率化を進めます。

「安全就業の推進」については、事故が発生している現状を踏まえ、特に事故の多い剪定作業及び除草作業における安全就業を重点取り組みに掲げ、事故の撲滅を図ってまいります。

目標数値：事業目標数値を次のとおりとします。

1、会員数	131名(女性会員35名)	5年度実績	126名
2、受託件数	1,750件		1,726件
3、契約金額	59,568千円		58,230千円
4、派遣事業	1,080人日		1,075人日

### 1 シルバー人材センター事業

#### (1) 就業受注事業

就業を希望する60歳以上の高齢者を対象に、臨時的かつ短期的又はその他軽易な業務に係る就業を提供します。

#### ア 就業機会の確保及び組織的提供事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高

齢者に、当該就業の機会を広域的な見地から確保し、近隣各センターと連絡調整を図りながら組織的な提供に努めます。

- (ア) 入会希望者や地域高齢者からの問い合わせに対し積極的な対応
- (イ) 発注希望者等からの問い合わせに対し即時対応
- (ウ) センターの独自事業の創出
- (エ) 福祉・家事援助サービス事業の推進
- (オ) ワンコインサービス事業の充実
- (カ) ワーク委員会を中心とした就業機会の確保及び会員募集のための行動

#### イ 職業紹介事業の実施

臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢者に対し、職業紹介事業を実施します。

#### ウ シルバー人材センターが行う労働者派遣事業

高齢者のための多様な就業機会を確保し、提供するため、連合会を実施主体（派遣元事業主）、各市町村センターを実施事業所（事務所）として労働者派遣事業を実施します。

請負・委任の形態で就業できない作業を、労働者派遣の形態で受注し、会員である高齢者に就業を提供します。

#### (2) 講習会の開催

就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会を開催します。

#### (3) 調査研究及び相談事業の実施

就業率の向上及び運営上の参考にするため、発注者等から聞き取り調査を行い、サービスの向上と就業拡大に活用します。また、高齢者の雇用・就業に伴う相談に応じます。

#### (4) 安全・適正就業対策事業

シルバー人材センター事業の実施にあたっては、会員の安全かつ適正な就業が課題となっております。当センターでは、令和5年度には傷害事故5件・損害賠償事故10件が発生しました。会員数に対する事故発生率が高かったことを真摯に受け止め、引き続き安全意識の向上、作業中の事故防止、就業形態の適正化等の取り組みに力を注ぎます。

#### ア 安全・適正就業担当理事の選任

#### イ 令和6年度安全・適正就業対策事業計画の策定

#### ウ 安全・適正就業委員会の開催（3回）

#### エ 安全・適正就業推進員の設置

#### オ 安全・適正就業パトロールの実施（2回）

#### カ 安全・適正就業講習会の開催（6月）

#### キ 安全及び技能講習会の開催（3回）

#### ク 事故を起こした場合の処分の実施

#### ケ 事故の報告と原因究明

## (5) 普及啓発事業

シルバー人材センター事業への理解と協力、会員の確保を図るため、事業の理念、活動を地域住民並びに関係者に広く周知し、積極的な普及啓発を行います。

- ア 会員拡大及び就業増強のため、パンフレット等の普及啓発資料の作成、配布
- イ 事業の周知を図るため、シルバー広報誌の発行
- ウ ホームページの内容充実
- エ 関係行政機関及び企業団体等に対する就業機会の拡大要請
- オ 機関誌（会報）の作成・配布
- カ 普及啓発促進月間にあわせたボランティア活動の実施

## (6) 会員増強対策事業

シルバー人材センター事業の円滑な実施のため、現在の会員数を増強させる必要があります。

- ア 役職員及びワーク委員会が協力し、在宅家庭や事業所への対面勧奨を行います。また町広報に募集案内の掲載を依頼します。
- イ 会員の知人への口コミ等により、女性の入会促進に努めます。
- ウ 「入会希望者紹介カード」を会員へ配布し、勧誘活動を推進します。

## 2 法人運営のための総会等会議の開催

当センターの事業実施及び法人としての事業運営のため、総会及び理事会等を開催します。

- (1) 定時総会の開催
  - ・年1回（令和6年6月 場所：美浜町内）
- (2) 理事会の開催
  - ・年6回（奇数月 場所：美浜町内）
- (3) 監査会の開催
  - ・年2回（4月、10月 場所：美浜町内）
- (4) その他必要に応じて臨時総会、臨時理事会を開催